

改正育児・介護休業法 個別相談会

令和4年4月1日から順次施行！

令和4年4月1日から順次施行される改正育児・介護休業法について、企業における法に沿った対応の推進を図るため個別相談会を開催します。

【相談例】

- 子供が生まれる社員がいるが、従業員への個別周知や意向確認はどのように行ったらよいか
- 令和4年10月に「産後パパ育休」が創設されると聞いているが、就業規則をどのように変更したらよいか



日 時

※事前予約制

6月7日(火)	6月21日(火)	7月5日(火)	7月19日(火)
8月2日(火)	8月16日(火)	9月6日(火)	9月20日(火)
10月4日(火)	10月18日(火)		

10:00～16:00 ※相談時間は1社につき1時間程度

会 場

山交ビル 7F 会議室 (山形市香澄町3-2-1)

申込方法

裏面の申込書にご記入の上、山形労働局雇用環境・均等室へFAX、郵便又はお電話にてお申込みください。先着順での予約受付となります。

※申込後3日稼働日以内に受付確認の電話連絡をいたします。

申込・お問合せ

山形労働局雇用環境・均等室 指導係

TEL 023-624-8228



【FAX番号023-624-8246】

FAXを送信する際は、番号をよくお確かめのうえ、お間違いのないようお願いいたします。

山形労働局 雇用環境・均等室 指導係 あて

【改正育児・介護休業法個別相談会・予約確認票】

事業所名	
電話番号	()
参加者名	
予約日時	月 日 :

※いただいた情報については、当相談会の運営管理の目的にのみ利用いたします。

【相談事項】 ※任意

○相談内容についてご記入ください（当日は記載いただいた以外の内容もご相談いただけます）

《新型コロナウイルス感染症対策について》

当日の入場の際の手指消毒、体温確認、マスク着用にご協力ください。

新型コロナウイルス感染症対策のため、以下に該当する方は参加をご遠慮ください。

- 体調がよくない方（発熱・咳・咽頭痛などの症状がある方）
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる方